

石巻市監査委員告示第12号

平成28年6月2日付け石巻市監査委員告示第10号で公表した病院局の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成28年7月5日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗

石病管第80号  
平成28年7月1日

石巻市監査委員 柴山耕一 殿  
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿  
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について

平成28年6月2日付け27石監第30号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

平成25年度の定期監査において指摘したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
病院管理課 【支出一般】 1 不適正な支出について (1) 前回指摘事項が全く改善されておらず、再度指摘する部分 単価契約に基づく検査業務委託料の支払において、請求単価が契約単価と異なるにもかかわらず、支払が行われていた。 これは、請求書の内容が適正であるかどうかの確認を怠ったことが原因であるが、請求書を受理した際は、必ず請求内容を確認し、適正な支出を行われたい。  (2) 今回、上記に加えて強く求めること 検査業務などの多数の検査項目を伴う単価契約に係る支払処理については、適正な支出事務が行われるよう課全体としてチェック体制を整備し、今後再発	前回定期監査以降の「検査業務委託料」に係る支出状況を調査、確認し、錯誤額を確定させました。 また、錯誤額（過払金）については、平成28年5月27日に返還請求を行い同年6月20日に納付済みとなっています。 なお、委託業者に対し誤請求等に関する調査を行ったところ、請求書は委託業者側で決められている手続きに基づき、本社において発行されたものであることを確認するとともに、誤請求の要因は、営業所内における担当者間の連絡ミスに基づくシステムへの価格登録の不備によるものと判明しました。  請求単価が契約単価と異なった要因は、市と受注者間での契約単価の運用及び病院局内部での確認が十分行われていなかったためであることから、次による多重のチェック体制を構築し、再発防止を図ります。

しないよう徹底を図りたい。

- ① 契約締結後、受注者側のシステム等に契約単価が正しく設定されているか確認する。
- ② 発注毎に複数職員による発注額の確認を行う。
- ③ 請求書受領時に上記②で確認済みの発注額と同額であるか確認する。
- ④ ③の確認後、課長、課長補佐及び担当 G L が再度確認する。

石巻市立牡鹿病院

### 【収入事務】

#### 1 未収金に係る事務について

- (1) 前回指摘事項が全く改善されておらず、再度指摘する部分

診療後、一部負担金を窓口で支払できず納入通知を受け取った患者で、納期限を過ぎた後も未払いとなっている未納者に対しては、再度来院した際や電話で納入の催促をしているとのことであったが、文書での督促はしていなかった。

診療料金は私債権であり、地方自治法上、督促を文書で行うことが明文化された規定はないが、時効中断の効力を有するなど法的に重要な意味を持つものであり、後日の紛争を避けるためにも、納期限を定めて必ず文書で督促を行うこと。

- (2) 今回、上記に加えて強く求めること

入院・外来収益等の未収金（平成 28 年 3 月末現在：72 件、1,311,504 円）の回収については、未納額の大小にかかわらず、電話や来院した際の納入催促のみではなく、自宅への訪問や納入に係る誓約書の提出を求めるなど、様々な手段を用いて確実な回収に努めること。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 2 ほかの規定

前回指摘があったにもかかわらず改善されていないことを重く受け止め、早急に文書で督促を行います。

また、今後の事務処理にあたり、本件は、事務部門職員全員で取り組むべき事項との認識のもと、職員一人ひとりが、債権管理に関する各種法令等必要な知識の習得に努め、職務遂行能力を高めるとともに、病院管理課への報告・連絡・相談体制の強化を図り、適正な債権管理事務の執行に努めてまいります。

上記による文書での督促にも応じない場合は、未納者宅を直接訪問し、未収金の回収に努力いたします。その場での支払いができない未納者には、支払意思の確認と支払期日厳守の確約や一括払いが困難な未納者には分納等の提案や納付相談を行ってまいります。

また、悪質な未納者に対しては、法制企画官の指導・助言を受けながら裁判所への支払督促の手段を取るなど法的手段を講じ、未収金の回収に取り組みます。

を参考にするほか、簡易裁判所への支払督促の申立てなどについて、総務部総務課の法制企画官と協議されたい。